

第355回三木市議会定例会提出議案の概要

第355回三木市議会（令和2年2月25日開会）に提出する議案23件（条例関係8件、新年度予算関係7件、補正予算関係7件、その他1件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第1号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

会計年度任用職員に係るサービスの宣誓については、別段の定めにより宣誓書に代えることができるものとする。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(2) 第2号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員等について、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づき、補償について規定を整備することから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

フルタイム会計年度任用職員等に係る具体的な補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とする。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(3) 第3号議案 三木市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（生活環境課）

ア 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき三木市空家等対策計画を策定することに伴い、法と条例の適用関係を整理することから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法の規定に基づき用語の整理を行うとともに、条例に定める管理不全な状態にある空家等の所有者等に対する助言、指導等に係る規定を整理する。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(4) 第4号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、成年被後見人の権利の適正化を図る趣旨に鑑み、成年被後見人の印鑑登録申請手続きに係る規定を整備することから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

成年被後見人については、これまで一律に印鑑の登録を受けることができないものとしていたところ、意思能力を有すると認められる場合は、印鑑の登録を受けることができるものとする。

ウ 施行期日

公布の日

(5) 第5号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

条ずれの整理等所要の改正を行う。

ウ 施行期日

公布の日

(6) 第6号議案 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）

ア 改正理由

三木山地区地区計画、本町地区計画及びひょうご情報公園都市第1工区地区計画について、条例に規定することにより当該地区の住環境等の保持と確実な計画内容の実現を図ることから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地区計画の区域として、三木山地区地区計画区域、本町地区計画区域及びひょうご情報公園都市第1工区地区計画区域を追加するとともに、建築基準法に基づき罰則に係る規定を整理する。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(7) 第7号議案 三木市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（水道業務課）

ア 改正理由

令和2年3月末に、近年の人口減少推移を考慮した給水人口及び給水量の見直しによる水道事業計画の変更を厚生労働省に届け出ることにあわせて、条例に規定する給水人口及び1日最大給水量を改めることから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

給水人口及び1日最大給水量を下記のとおり改める。

	現行	改正後
給水人口	103,700人	76,400人
1日最大給水量	60,800 m ³	33,400 m ³

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(8) 第8号議案 三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）

ア 改正理由

平成30年11月の吉川処理区に係る三木市公共下水道事業計画の変更及び平成31年3月の三木市流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い、条例の処理区域面積及び処理人口を改めることから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

処理区域面積及び処理人口を下記のとおり改める。

	現行	改正後
処理区域面積	4,732ha	4,670ha
処理人口	102,450人	65,250人

ウ 施行期日

令和2年4月1日

2 条例、予算関係以外

(1) 第9号議案 市道路線の認定について（用地管理課）

宅地造成事業に伴い整備された道路を、新たに市道路線として認定するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

3 新年度予算関係 【別添「令和2年度当初予算（案）の概要」参照】

- (1) 第10号議案 令和2年度三木市一般会計予算
- (2) 第11号議案 令和2年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) 第12号議案 令和2年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) 第13号議案 令和2年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (5) 第14号議案 令和2年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (6) 第15号議案 令和2年度三木市水道事業会計予算
- (7) 第16号議案 令和2年度三木市下水道事業会計予算

4 補正予算関係 【別添「令和元年度3月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第17号議案 令和元年度三木市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 第18号議案 令和元年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第19号議案 令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (4) 第20号議案 令和元年度三木市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- (5) 第21号議案 令和元年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 第22号議案 令和元年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 第23号議案 令和元年度三木市下水道事業会計補正予算（第2号）

問い合わせ 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000（内線 2421）